平成２０年（フ）第６１６７号
大阪府箕面市箕面８丁目12番25号、開始決定時の住所大阪府箕面市西小路３丁目６番13号
破産者　山田　周立
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２０９号
大阪市西成区玉出東２丁目３番29号　セレス玉出501号
破産者　金海修こと　金　　在沢
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２９０号
大阪市都島区東野田町３―13―24　シャルム京橋202号室、開始決定時の住所大阪市都島区都島南通２丁目14番25号
破産者　しののめ寝具店こと　古川　公一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７３９号
和歌山県岩出市安上460番地の26、開始決定時の住所大阪市城東区放出西３丁目４番22号　加賀方
破産者　井海　俊一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第３０７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―217号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町２丁目17番４号ライズ２号館202号
破産者　江見　和子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１７２３号
神戸市東灘区住吉山手１丁目５番11―301号、開始決定時の住所兵庫県加古川市野口町野口431番地の21
破産者　石井　大雄
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２５号
兵庫県芦屋市伊勢町５番21―103号
破産者　東　龍太郎
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第４５１号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街２―1910号
破産者　田邊　　誠
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１５４７号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番３―410号
破産者　平江　秀州
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第６８３号
新潟市南区白根日の出町４番11号
破産者　小川美奈子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４８８号
岐阜市薮田西１丁目３番２号
破産者　井上　利彦
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第７４９号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目255番地
破産者　長瀬　二一
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１１１号
福岡県直方市大字下新入1317番地78、前住所佐賀県鳥栖市曽根崎町1299番地13
破産者　中村　久男
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１１２号
福岡県直方市大字下新入1317番地78、前住所佐賀県鳥栖市曽根崎町1299番地13
破産者　中村シヅヱ
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１３２４号
北九州市小倉南区企救丘２丁目３番１―401号
破産者　江本　健次
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第８５４号
長崎県長崎市西立神町７番３号、旧住所長崎県佐世保市黒髪町6177番地５
破産者　松尾　正昭
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
大分市大字津守459番地の５
破産者　福田　耕三
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係